

あま市中期財政計画

《計画期間：令和8年度～令和10年度》

【令和7年度 ローリング版】



令和8年2月

総務部財政課

目 次

■中期財政計画

1	中期財政計画改訂の目的	1
2	計画期間等	1
3	基本的な考え方	1
4	前提条件	2
5	中期財政計画	5
6	市債残高の推移	6
7	基金残高の推移	6
8	実質公債費比率・将来負担比率の推移	6

■ 中期財政計画

あま市中期財政計画とは、規律ある財政運営を行うため、守るべき財政規律（基準）や財政指標の目標値等を定め、財政の健全性を確保するとともに、今後の財政運営や予算編成の目標・指針とするためのものです。

1 中期財政計画改訂の目的

あま市中期財政計画（令和7年度ローリング版）は、前年度の中期財政計画改訂後の社会経済情勢や市民ニーズの変化を反映した上で、実態に即した財政見通しの修正を行い、計画期間を延伸するものです。

2 計画期間等

第2次あま市総合計画実施計画の計画期間に合わせて、令和8年度から令和10年度までの3年間とします。

また、対象会計は一般会計とします。

3 基本的な考え方

賃上げや物価高騰等により、市税は増収となるものの、事務事業に係る人件費や物件費が大きく増額している状況を踏まえ、依然として基金の取崩しと市債の借入れによる財源調整が続くため、令和8年度以降も行財政改革による各種歳出削減策を徹底し、あわせて必要な財源を確保することができるよう努めます。

4 前提条件

以下の前提条件に基づいて中期財政計画を策定しています。

(1) 歳入

項目	前提条件
市 税	名目経済成長率や人口変動率に加え、現行における税制改正による影響を見込みます。なお、令和9年度以降は都市計画税を見込みます。
地方譲与税、 交付金等	令和8年度は、県内消費の拡大により地方消費税交付金の増収を見込み、令和9年度以降は同額で推移するものとして見込みます。
地方交付税	普通交付税は、現行の制度に基づいた上で見込みます。 特別交付税は、令和8年度当初予算額が同額で推移するものと見込みます。
国・県支出金	令和8年度は歳出事業費に見合う歳入で見込み、令和9年度以降は社会保障費のうち扶助費の50%に相当する歳入及び普通建設事業における補助金を見込みます。 その他は令和8年度当初予算額が同額で推移するものとして見込みます。
繰入金	基金繰入金については、事業の実施状況等により見込みます。各年度における財源不足分は、財政調整基金の取崩しを見込みます。ただし、基金運用の考え方に沿った取崩しを原則とするとともに、その他特定目的基金については、各事業に対して計画的な取崩しを見込みます。
繰越金	令和8年度当初予算額と同額で推移するものと見込みます。
市 債	市債については、各年度の投資的経費の歳出事業費に基づいて建設事業債の発行額を見込みます。
その他の歳入	令和8年度は市有財産の売却による歳入を見込みます。その他は令和8年度当初予算額と同額で推移するものと見込みます。

(2) 歳出

項 目	前 提 条 件
人 件 費	現行制度を基に、人事院勧告による職員給与の改定や第3次あま市定員適正化計画による職員採用計画の影響を見込みます。
扶 助 費	高齢化や社会経済情勢の変化、国の社会保障対策などにより、令和9年度以降は令和8年度をベースに年平均 2.0%程度増額するものとして見込みます。
公 債 費	今までの償還額に加え、各年度の借入額を考慮して見込みます。
物 件 費	令和9年度以降は物価高騰の影響を考慮しつつ、事務事業の見直しによる経費縮減を見込みます。
維持補修費	令和8年度当初予算額と同額程度で推移するものと見込みます。ただし、100万円以上の工事にあたるものは除きます。
補 助 費 等	令和8年度当初予算額をベースに、一部事務組合における新消防庁舎の建設、斎場の運営及びあま市民病院の指定管理料を踏まえて見込みます。 また、簡易水道事業及び下水道事業への支出金は、独立採算の原則から経営健全化を推進するものとして見込みます。
積 立 金	前年度予算額と同額程度で推移するものと見込みます。 なお、令和9年度以降は公共施設等老朽化対策のため、毎年度の減価償却費の10%程度の積み立てを見込みます。
投資及び出資金、貸付金	令和8年度当初予算額と同額で推移するものと見込みます。
繰 出 金	国民健康保険特別会計、介護保険特別会計及び後期高齢者医療特別会計は、高齢化や社会経済情勢の変化、国の社会保障対策などの影響を踏まえた上で見込みます。 市営住宅管理事業特別会計は、令和8年度当初予算額と同額で推移するものとして見込みます。
普通建設事業費	道路や施設の改修費等の経常的な事業に加え、あま市公共施設再配置計画及びあま市学校施設長寿命化計画に基づく事業や、中期的な視点に立った今後計画予定の事業なども見込みます。

(3) 今後の基金運用の考え方

	基金名	考え方
1	財政調整基金	本市の予算は財政調整基金の取崩しによる編成が続いていることから、今後も一定額を確保する必要があります。徹底した事務事業の見直しや合理化を進め、決算剰余金等により確実に積立を行っていきます。
2	減債基金	市債の償還に使用する目的の基金ですが、いたずらに取り崩すと将来的に充当ができなくなります。このため元金償還が対前年を上回る場合に充当するなど、ルールを設定するとともに、自主財源（市税等）の一定割合を積み立てるなどの検討をしていきます。また、過度に減債基金に頼らぬよう、起債を検討する際の償還年限の設定や、償還期間中の借換え、繰上償還等を十分に検討していきます。
3	まちづくり事業推進基金	基金目的の範囲が広いため、一般財源として多種活用したいところですが、必ずしも潤沢にあるわけではないため、真に魅力あるまちづくりにつながる施設整備事業やインフラを含む公共施設の老朽化対策などに、有利な起債等で特定財源を確保した上で、当基金の充当を検討していきます。
4	教育施設整備基金	学校や社会教育施設など、経年劣化による大規模改修などに活用していきます。
5	地域福祉振興基金	高齢化社会における様々な地域福祉の推進を目的とする事業等への充当財源として、活用を検討していきます。
6	コミュニティプラザ萱津基金	五条広域事務組合からの施設移管に伴う基金であり、整備と運営に充当することができます。建築から10年以上が経過し、予防保全の観点から、大規模修繕を実施する際に活用していきます。
7	公共下水道基金	公共下水道の整備には、多額の費用と長い年月を要しますが、現行の計画を推進するためにも、積極的に活用していきます。

5 中期財政計画《一般会計分》

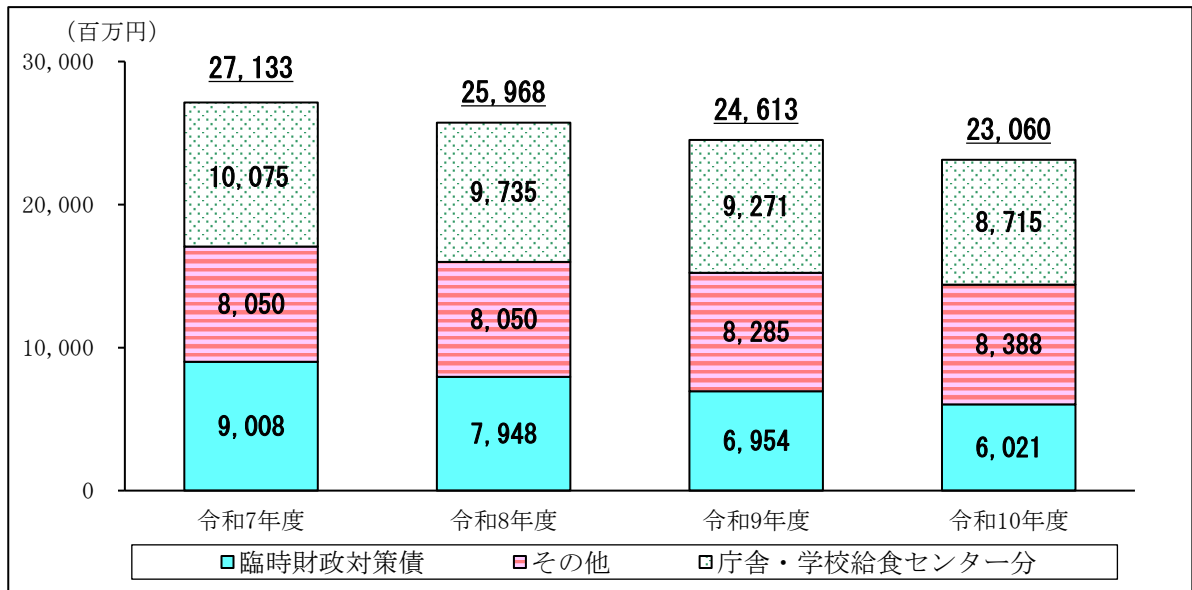
(単位：百万円、%)

区 分		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
歳 入	市 税	11,843	12,137	12,404	12,437
	地方譲与税、交付金等	2,995	3,351	3,351	3,351
	地 方 交 付 税	5,850	6,000	6,114	6,230
	国 ・ 県 支 出 金	9,525	10,110	10,419	10,580
	繰 入 金	2,123	1,636	2,246	2,563
	繰 越 金	243	230	230	230
	市 債	1,176	669	860	836
	そ の 他 の 歳 入	1,655	1,457	1,226	1,226
	歳 入 合 計	35,410	35,590	36,850	37,453

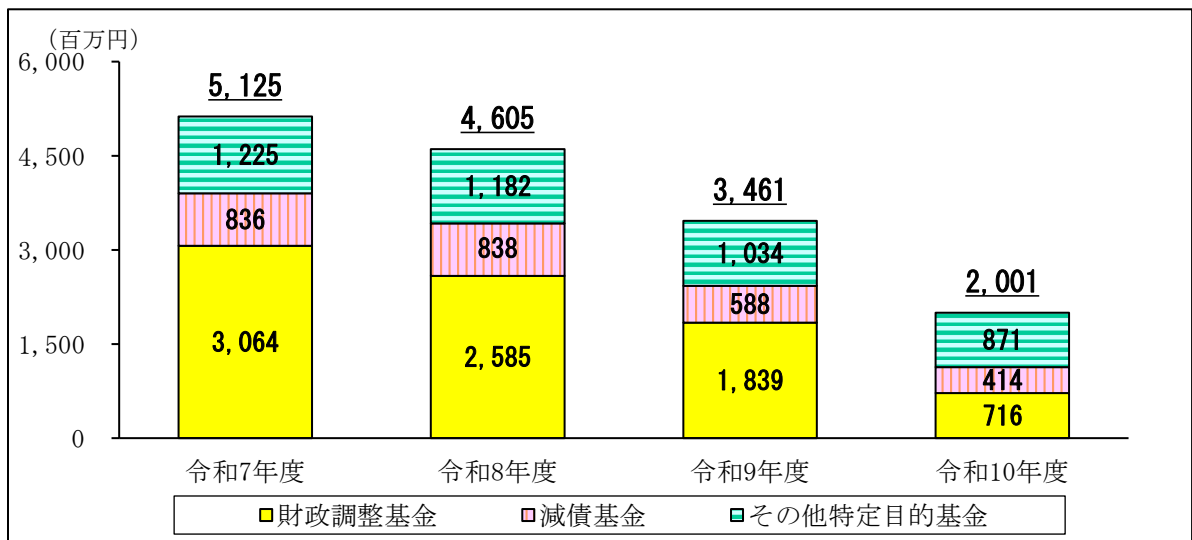
歳 出	義 務 的 経 費	人 件 費	6,106	6,171	6,356	6,547
		扶 助 費	10,761	11,355	11,582	11,813
		公 債 費	2,025	2,131	2,387	2,574
		小 計	18,892	19,657	20,325	20,934
	物 件 費	物 件 費	6,444	6,487	6,519	6,552
		維 持 補 修 費	162	170	170	170
		補 助 費 等	4,215	4,486	4,468	4,406
		積 立 金	12	15	70	70
		投資及び出資金、貸付金	88	88	88	88
		繰 出 金	3,343	3,369	3,391	3,419
		普 通 建 設 事 業 費	2,254	1,318	1,819	1,814
		歳 出 合 計	35,410	35,590	36,850	37,453

年 度 末 市 債 残 高	27,133	25,968	24,613	23,060
年 度 末 基 金 残 高	5,125	4,605	3,461	2,001
実 質 公 債 費 比 率	6.4	6.8	7.5	8.6
将 来 負 担 比 率	75.1	82.1	90.6	97.7

6 市債残高の推移



7 基金残高の推移



8 実質公債費比率・将来負担比率の推移

